

2018年5月10日

各位

インフラファンド発行者名
 タカラレーベン・インフラ投資法人
 代表者名 執行役員 菊池 正英
 (コード番号 9281)

管理会社名
 タカラアセットマネジメント株式会社
 代表者名 代表取締役社長 高橋 衛
 問合せ先 代表取締役副社長兼インフラ 菊池 正英
 ファンド本部長
 TEL: 03-6262-6402

国内インフラ資産の取得及び貸借に関するお知らせ

タカラレーベン・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する管理会社であるタカラアセットマネジメント株式会社（以下「本管理会社」といいます。）は、本日、以下のとおりインフラ資産（以下「取得予定資産」といいます。）の取得及び貸借を行うことについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、かかる資産の取得先及び貸借先は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）上の利害関係人等（以下「利害関係人等」といいます。）に該当し、本管理会社の社内規程である「利害関係人等取引規程」上の利害関係人等に該当することから、本管理会社は、投信法及び「利害関係人等取引規程」に基づき、2018年5月10日開催の本投資法人の役員会の同意を取得しています。

記

1. 取得の概要

物件番号	物件名称 (注1)	所在地 (注2)	取得予定価格 (百万円)(注3)	取得先
S-22	LS 三重四日市発電所	三重県四日市市	740	株式会社タカラレーベン
S-23	LS 桜川中泉発電所	茨城県桜川市	980	株式会社タカラレーベン
S-24	LS 白浜発電所	和歌山県西牟婁郡上富田町	2,810	株式会社タカラレーベン
S-25	LS 高萩発電所	茨城県高萩市	400	株式会社タカラレーベン
合計			4,930	—

(注1) 「LS」とは、本投資法人が取得する太陽光発電所のシリーズ名である「レーベンソーラー」の略称です。以下同じです。

(注2) 「所在地」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備が設置されている土地（複数ある場合にはそのうちの一つ）の登記簿上の記載に基づいて記載しています。ただし、いずれも市町村までの記載をしています。以下同じです。

(注3) 「取得予定価格」は、各取得予定資産に係る売買契約に記載された売買金額（資産取得に関する業務委託報酬等の取得経費、固定資産税、都市計画税、消費税等相当額及びその他手数料等を除きます。）を、百万円未満を切り捨てて記載しています。以下同じです。

- (1) 売買契約締結日 : 2018年5月10日
 (2) 取得予定日 : 2018年6月1日（引渡決済日）
 (3) 取得先 : 後記「3. 資産取得者等の状況」をご参照ください。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 取得資金 : 2018年5月10日開催の本投資法人役員会にて決議された新投資口の発行による手取金及び借入金(注)
- (5) 決済方法 : 引渡時に全額支払
- (注) 当該借入金については、本日付で公表の「資金の借入れに関するお知らせ」をご参照ください。

2. 取得予定資産の内容

(1) 取得予定資産の概要

取得予定資産の個別の概要は、以下の表にまとめたとおりです。なお、表中の各欄における記載事項及び使用されている用語の説明は、別段の記載がない限り、以下のとおりです。なお、時点の注記がないものについては、原則として、2018年5月1日現在の状況を記載しています。

a. 「資産の概要」欄について

- ・ 「特定契約の概要」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における特定契約の内容を記載しています。
- ・ 「発電事業者」は、本日現在における特定契約の当事者のうち同契約に基づき電気の供給を約している者を記載しています。また、「買取電気事業者」、「買取価格」及び「受給期間満了日」は、各取得予定資産の取得予定日において効力を有する予定の特定契約の内容を記載しています。なお、「買取価格」は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額を記載しています。「買取価格」による特定契約上の発電事業者の収入自体が本投資法人の収入となるわけではありません。
- ・ 「所在地」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備が設置されている土地（複数ある場合にはそのうちの一つ）の登記簿上の記載に基づいて記載しています。
- ・ 「地番」は、登記簿上の記載に基づいて記載しています。
- ・ 「用途地域」は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類又は都市計画法第7条に掲げる区域区分の種類を記載しています。また、都市計画区域に指定されているが都市計画法第7条に掲げる区域区分がなされていないものは「非線引都市計画区域」、都市計画区域に指定されていないものは「都市計画区域外」とそれぞれ記載しています。
- ・ 「面積」は、原則として登記簿上の記載に基づいており、現況とは一致しない場合があります。
- ・ 土地の「権利形態」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備が設置されている土地に関して本投資法人が保有する予定の権利の種類を記載しています。
- ・ 「認定日」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における認定を受けた日を記載しています。
- ・ 「供給開始日」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備が運転（ただし、試運転を除きます。）を開始し、当該時点の特定契約に基づき最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を記載しています。
- ・ 「残存調達期間」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における、当該資産の取得予定日から調達期間満了日までの期間を月単位で切り捨てて記載しています。
- ・ 「調達期間満了日」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における調達期間の満了日を記載しています。
- ・ 「調達価格」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における調達価格（ただし、消費税及び地方消費税の額に相当する額を除きます。）を記載しています。
- ・ 「パネルの種類」は、イー・アンド・イーツリユーションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールの発電素子を記載しています。
- ・ 「パネル出力」は、イー・アンド・イーツリユーションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールの最大出力を記載しています。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

す。

- ・ 「パネル設置数」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールの設置枚数を記載しています。
- ・ 「パネルメーカー」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールのメーカーを記載しています。
- ・ 「パワーコン供給者」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備におけるパワーコンディショナー（以下「PCS」といいます。）のメーカーを記載しています。
- ・ 「EPC 業者」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備の建設に係る工事請負業者を記載しています。
- ・ 「発電出力」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備の太陽電池モジュール容量と PCS 容量のいずれか小さい方の数値を記載しています。
- ・ 「想定年間発電電力量」は、発電所稼働初年度、10 年度及び 20 年度の、近傍気象官署における 20 年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率 P（パーセンタイル）50 の数値としてイー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」に記載された、各取得予定資産に係る太陽光発電設備についての年間の発電電力量を小数第 3 位を切り捨てて記載しています。ただし、超過確率 P（パーセンタイル）50 は、各取得予定資産に係る発電設備等賃貸借契約に基づき本投資法人が賃借人兼オペレーターから受領する最低保証賃料の算定の基礎となる超過確率 P（パーセンタイル）とは異なります。
- ・ 「想定設備利用率」は、発電所稼働初年度、10 年度及び 20 年度の、近傍気象官署における 20 年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率 P（パーセンタイル）50 の数値としてイー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」に記載された、各取得予定資産に係る太陽光発電設備についての年間の想定設備利用率を記載しています。ただし、超過確率 P（パーセンタイル）50 は、各取得予定資産に係る発電設備等賃貸借契約に基づき本投資法人が賃借人兼オペレーターから受領する最低保証賃料の算定の基礎となる超過確率 P（パーセンタイル）とは異なります。なお、「想定設備利用率」は、「年間発電量 (kWh) ÷ (当該太陽光発電設備の定格容量 (kW) × 8760 時間 (h)) × 100」で表されます。当該計算式で用いられている太陽光発電設備の定格容量は、当該設備に係る各太陽電池モジュールの最大出力にパネル設置枚数を乗じて算出した値です。
- ・ 「架台基礎構造」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備におけるモジュール架台基礎構造を記載しています。
- ・ 設備の「権利形態」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備に関して本投資法人が保有する予定の権利の種類を記載しています。
- ・ 「担保設定の有無」は、各取得予定資産につき、本投資法人が取得後に負担することが予定されている担保の有無を記載しています。
- ・ 「オペレーター」は、各取得予定資産の取得予定日においてオペレーターとなる予定の会社を記載しています。
- ・ 「O&M 業者」は、各取得予定資産の取得予定日において、主要な O&M 業務に関して有効な保守管理契約を締結する予定の業者を記載しています。
- ・ 「特記事項」の記載については、原則として、2018 年 5 月 1 日現在の情報をもとに、個々の資産の権利関係や利用等で重要と考えられる事項のほか、当該資産の評価額、収益性、処分性への影響度を考慮して重要と考えられる事項に関して記載しています。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

b. 「本物件の特徴」について

- 「本物件の特徴」は、イー・アンド・イースリソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」、PwC サステナビリティ合同会社作成の「バリュエーションレポート」及びシービーアールイー株式会社作成の「不動産鑑定評価書」の記載等に基づき、また、一部において本管理会社が入手した資料に基づいて、各取得予定資産の基本的性格、特徴、その所在する地域の特性等を記載しています。当該報告書等は、これらを作成した外部の専門家の一定時点における判断と意見にとどまり、その内容の妥当性及び正確性等を保証するものではありません。なお、当該報告書等の作成の時点後の環境変化等は反映されていません。

c. 「過年度の発電状況」について

- 「過年度の発電状況」は、各取得予定資産の現所有者等から提供を受けた数値及び情報（会計監査等の手続は経っていません。）を原則としてそのまま記載したものであり、あくまでも参考情報にすぎず、当該数値又は情報は不完全又は不正確であるおそれがあります。「実績売電量」は、買取電気事業者が発行する「購入電力量のお知らせ」等の明細に記載された購入電力量に基づき、当該月の検針日に計量された電力量のうち単純な日数による日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち単純な日数による日割にて計算した当該月内の電力量の合計額を記載しています。なお、かかる売電量は、日本において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準により規定された指標ではありません。また、本投資法人が採用する会計処理等と同一の方法で算出されたものとは限らず、各取得予定資産について、前提となる状況が本投資法人による取得後と同一とも限りません。したがって、過年度の発電状況は、将来の発電量と必ずしも一致せず、それらを担保、保証又は予測するものでもなく、場合によっては大幅に乖離する可能性もあります。

(2) 取得の理由

取得予定資産は、本投資法人の規約に定める資産運用の対象及び方針に適合した再生可能エネルギー発電設備等です。取得予定資産の取得は、本投資法人の資産規模の拡大を図るものであり、また、本投資法人の収益性の向上、及び1口当たりの純利益の増加を目的としたものです。取得予定資産の取得により、2018年11月期において305円の1口あたりの分配金（利益超過分配金は含みません。）の増加が見込まれ、それ以降の期間におきましても、本投資法人の目指すべき分配方針に資すると判断したことから、今回の取得を決定いたしました。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

(3) 特定資産の概要

S-22	LS 三重四日市発電所	分類	太陽光発電設備等		
資産の概要					
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・地上権				
取得予定日	2018年6月1日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備		
取得予定価格	740,000,000円	特定契約の概要	発電事業者	株式会社 タカラレーベン	
発電所の評価額 (価格時点)	693,000,000円 ～922,000,000円 (2018年2月28日)		買取電気事業者	中部電力株式会社	
			買取価格	40円/kWh	
土地の鑑定評価額 (価格時点)	34,200,000円 (2018年2月28日)		受給期間満了日	2014年9月19日から 20年	
所在地	三重県四日市市西山町字大沢				
土地	地番	7778 番他 2 筆	設備(注)	パネルの種類	多結晶シリコン
	用途地域	市街化調整区域		パネル出力	1,984.50kW
	面積	17,917.34m ²		パネル設置数	8,050 枚
	権利形態	地上権		パネルメーカー	Jumao Photonics (Xiamen) Co., Ltd. 及びシャープ株式会社
設備	認定日	2013年3月1日	パワコン供給者	SMA Solar Technology AG 社	
	供給開始日	2014年9月19日	EPC 業者	エネルギープロダク ト株式会社	
			発電出力	1,500.00kW	
			想定年間発電 電力量	初年度	2,186.46MWh
	残存調達期間	16年3か月	想定設備利用 率	10年度	2,077.13MWh
				20年度	1,967.81MWh
				初年度	12.58%
	調達期間 満了日	2034年9月18日	架台基礎構造	杭基礎	
調達価格	40円/kWh	権利形態		所有権	
担保設定の有無	無				
オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M 業者	エネルギープロダク ト株式会社		
リスク管理方針への適合状況	本物件は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者（電気事業者及び発				

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

	電事業者)の需要リスク・信用リスク(利用者限定リスク)、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスクについては当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> ・発電時において温室効果ガスであるCO₂(二酸化炭素)の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。 ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。

特記事項

- ・本物件の土地については、土地所有者(法人)を地上権設定者、タカラレーベンを地上権者とする地上権が設定され登記がなされています。本投資法人取得後の地上権設定契約の概要は、以下のとおりです。

(地上権設定契約の概要)

地上権設定者：法人

地上権者：本投資法人

存続期間：2017年9月29日から2034年9月28日まで

地代：地上権設定者の承諾が得られていないため非開示。

地代改定：経済事情の変動等の諸事情に照らして不相当と判断されるに至った場合は、協議の上で改定。

敷金・保証金：存続期間の地代の1年分。

契約更新：期間の満了6か月前までに地上権者又は地上権者の指定する第三者が相手方に通知した場合は2年間自動更新され、その後も同様とする。

中途解約：なし。

優先買取権：なし。

譲渡承諾：制限なし。

- ・北東側里道が、実際の境界点よりも本物件側へ後退しており、本物件の北東側部分の一部が公共の用に供されています。なお、当該北東側道路については、後退部分も含め四日市市が管理を行っています。
- ・本物件の南東側に存在する塩化ビニル製の排水管及び鉄板が南東側道路に越境しています。かかる越境については、四日市市から占有に関する許可を取得しています。
- ・本物件の南東側道路に存在するコンクリート壁及びグレーチングが本物件に越境しています。かかる越境については、発電事業に影響がないため残置していますが、今後危険が生じるおそれがある場合は管理者である四日市市と対応につき協議します。

(注) 本日現在、本物件の増設部分に係る太陽電池の型式番号を変更するための再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書を経済産業大臣宛に提出済みですが、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「再エネ特措法」といいます。)第10条第1項に基づく認定が未了です。そのため、当該増設部分を用いた電力の供給は開始されていませんが、「パネル出力」、「パネル設置数」、「想定年間発電電力量」及び「想定設備利用率」は、当該増設部分を含んだ数値を記載しています。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

本物件の特徴

■物件特性

<立地>

本物件は三重県四日市市内にあります。近鉄湯の山線「菰野」駅の南側約5kmに位置しており、北東側約6.4kmには東名阪自動車道の四日市インターチェンジがあります。

<気象条件>

近隣の気象観測点である、四日市の年間日照時間は1,960.4時間であり、全国平均(1,896.5時間)より長い日照時間となっています。

降雪量は少なく、風も強くはなく、気象条件において、特段に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。

<設備>

パネルはJumao Photonics (Xiamen) Co., Ltd. (既設) 及びシャープ株式会社 (既設及び増設分)、パワーコンディショナーはSMA Solar Technology AG社製のものを使用しています。

過年度の発電状況

対象期間	自	2017年3月1日			
	至	2018年2月28日			
実績売電量	2017年3月分	2017年4月分	2017年5月分	2017年6月分	
	179,825.42KWh	201,817.75KWh	236,146.09KWh	226,032.41KWh	
	2017年7月分	2017年8月分	2017年9月分	2017年10月分	
	193,764.46KWh	186,803.55KWh	175,204.32KWh	131,834.00KWh	
	2017年11月分	2017年12月分	2018年1月分	2018年2月分	
	116,886.00KWh	111,790.59KWh	117,949.13KWh	147,871.36KWh	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

S-23	LS 桜川中泉発電所	分類	太陽光発電設備等		
資産の概要					
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・地上権				
取得予定日	2018年6月1日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備		
取得予定価格	980,000,000円	特定契約の概要	発電事業者	株式会社 タカラレーベン	
発電所の評価額 (価格時点)	968,000,000円～ 1,312,000,000円 (2018年2月28日)		買取電気事業者	東京電力エナジー パートナー株式会社	
土地の鑑定評価額 (価格時点)	49,900,000円 (2018年2月28日)		買取価格	36円/kWh	
			受給期間満了日 (注)	2016年9月23日(同日を含む)から240 月経過後最初の検針 日の前日	
所在地	茨城県桜川市中泉字町浦				
土地	地番	563番他8筆	パネルの種類	CIS	
	用途地域	市街化調整区域	パネル出力	2,698.24kW	
	面積	49,457.00㎡	パネル設置数	15,872枚	
	権利形態	地上権	パネルメーカー	ソーラーフロンティア株式会社	
設備	認定日	2014年3月31日	パワコン供給者	富士電機株式会社	
	供給開始日	2016年9月23日	EPC業者	株式会社エジソンパワー	
	残存調達期間	18年3か月	発電出力	1,980.00kW	
			想定年間発電電力量	初年度	3,315.32MWh
				10年度	3,149.56MWh
	調達期間満了日	2036年9月22日	想定設備利用率	初年度	14.03%
				10年度	13.32%
				20年度	12.62%
調達価格	36円/kWh	架台基礎構造	スクリュー杭基礎		
		権利形態	所有権		
担保設定の有無	無				
オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M業者	東洋ビルメンテナンス株式会社		
リスク管理方針への適合状況	本物件は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者（電気事業者及び				

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売却届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

	発電事業者)の需要リスク・信用リスク(利用者限定リスク)、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスクについては当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> ・発電時において温室効果ガスであるCO₂(二酸化炭素)の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。 ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。

特記事項

- ・本物件の土地については、土地所有者(複数の個人)を地上権設定者、タカラレーベンを地上権者とする地上権が設定され登記がなされています。本投資法人取得後の地上権設定契約の概要は、以下のとおりです。

(地上権設定契約の概要)

地上権設定者：複数の個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2016年1月15日から2037年1月14日まで

地代：地上権設定者の承諾が得られていないため非開示。

地代改定：なし。

敷金・保証金：なし。

契約更新：期間の満了6か月前までに相手方に通知しない場合は1年間自動更新され、その後も同様とする。

中途解約：地上権者は、発電所の設置・建設、太陽光発電事業の運営が困難となった等の理由により、地上権者等が太陽光発電事業を終了するときは、1年前に予告の上で、無償で解約することができる。

優先買取権：地上権設定者が本土地を譲渡しようとする場合、地上権者が第三者に優先して当該土地を買い受けることができる。

譲渡承諾：地上権設定者等は、地上権者が、本土地に太陽光発電設備を設置して行う太陽光発電事業を行う目的で地上権の譲渡等を行うことを承諾している。

- ・本物件の土地と土地の間において、電力ケーブルが道路に跨って設置されています。かかる敷設については、桜川市長から道路占用許可を取得しています。

(注) 記録型計量器により計量する場合で、買取電気事業者があらかじめ発電事業者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日(以下、本(注)にて「計量日」といいます。)を知らせたときは、計量日の前日までの期間とする旨が定められています。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

本物件の特徴

■物件特性

<立地>

本物件は茨城県桜川市内にあります。JR水戸線「大和」駅の北西側約2.9kmに位置しており、東側約2.6kmには北関東自動車道の桜川筑西インターチェンジがあり、南東側約1.8kmには桜川が南方向に流れています。

<気象条件>

近傍の気象観測点である、真岡の年間日照時間は1,930.7時間であり、全国平均(1,896.5時間)より長い日照時間となっています。

降雪量は少なく、風も強くはなく、気象条件において、特段に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。

<設備>

パネルはソーラーフロンティア株式会社、パワーコンディショナーは富士電機株式会社製のものを使用しています。

過年度の発電状況

対象期間	自	2017年3月1日			
	至	2018年2月28日			
実績売電量	2017年3月分	2017年4月分	2017年5月分	2017年6月分	
	295,807.80KWh	345,055.67KWh	309,812.59KWh	331,136.75KWh	
	2017年7月分	2017年8月分	2017年9月分	2017年10月分	
	289,210.12KWh	235,170.29KWh	271,824.09KWh	195,445.82KWh	
	2017年11月分	2017年12月分	2018年1月分	2018年2月分	
	197,873.63KWh	256,067.03KWh	229,338.68KWh	272,979.99KWh	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

S-24	LS 白浜発電所	分類	太陽光発電設備等		
資産の概要					
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・地上権				
取得予定日	2018年6月1日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備		
取得予定価格	2,810,000,000円	特定契約の概要	発電事業者	株式会社 タカラレーベン	
			買取電気事業者	関西電力株式会社	
発電所の評価額 (価格時点)	2,651,000,000円 ～3,624,000,000円 (2018年2月28日)		買取価格	36円/kWh	
土地の鑑定評価額 (価格時点)	134,000,000円 (2018年2月28日)		受給期間満了日	2017年6月1日(同日を含む。)から240 月経過後最初の検針日 の前日	
所在地	和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬字汗川				
土地	地番	2685番他9筆	設備	パネルの種類	単結晶シリコン
	用途地域	都市計画区域外		パネル出力	7,839.76kW
	面積	574,791.00㎡(注1)		パネル設置数	29,584枚
	権利形態	地上権・地役権(注2)		パネルメーカー	シャープ株式会社
設備	認定日	2014年3月25日	パワコン供給者	デルタ電子株式会社	
	供給開始日	2017年6月1日	EPC業者	佐田建設株式会社	
			発電出力	6,400.00kW	
			想定年間発電電力量	初年度	9,244.85MWh
	残存調達期間	18年11か月	10年度	8,782.61MWh	
			20年度	8,320.37MWh	
			想定設備利用率	初年度	13.46%
調達期間満了日	2037年5月31日	10年度	12.79%		
		20年度	12.12%		
調達価格	36円/kWh	架台基礎構造	スクリー杭基礎		
権利形態		権利形態	所有権		
担保設定の有無	無				
オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M業者	東洋ビルメンテナンス株式会社		
リスク管理方針への適合状況	本物件は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者(電気事業者及び発電事業者)の需要リスク・信用リスク(利用者限定リスク)、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスクについては当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。				
本資産の公共的性質	・発電時において温室効果ガスであるCO2(二酸化炭素)の発生を抑制する再生可能エネルギー				

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

	<p>ギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。 ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。
--	---

特記事項

・本物件の土地については、土地所有者（法人）を地上権設定者、タカラレーベンを地上権者とする地上権が設定され登記がなされています。本投資法人取得後の地上権設定契約の概要は、以下のとおりです。なお、地上権設定契約（変電所用地）については、2018年5月1日現在、地上権設定登記がなされていませんが、当該登記の申請中です。

（地上権設定契約（パネル設置用地）の概要）

地上権設定者：財産区及び一般社団法人

地上権者：本投資法人

存続期間：2017年6月1日から2037年5月31日まで

地代：地上権設定者の承諾が得られていないため非開示。

地代改定：なし。

敷金・保証金：なし。

契約更新：期間の満了6か月前までに相手方に通知しない場合は1年間自動更新され、その後も同様とする。

中途解約：地上権者は、発電所の設置・建設、太陽光発電事業の運営が困難となった等の理由により、地上権者等が太陽光発電事業を終了するときは、無償で解約することができる。

優先買取権：地上権設定者が本土地を譲渡しようとする場合、地上権者が第三者に優先して当該土地を買い受けることができる。

譲渡承諾：地上権設定者は、地上権者が本土地に太陽光発電設備を設置して行う太陽光発電事業を行う目的で地上権の譲渡等を行うことを承諾している。

（地上権設定契約（変電所用地）の概要）

地上権設定者：法人

地上権者：本投資法人

存続期間：2018年4月15日から2039年4月14日まで

地代：地上権設定者の承諾が得られていないため非開示。

地代改定：なし。

敷金・保証金：なし。

契約更新：期間の満了6か月前までに相手方に通知しない場合は1年間自動更新され、その後も同様とする。

中途解約：地上権者は、発電所の設置・建設、太陽光発電事業の運営が困難となった等の理由により、地上権者等が太陽光発電事業を終了するときは、無償で解約することができる。

優先買取権：なし。

譲渡承諾：地上権設定者の事前の書面による承諾を得なければ、地上権その他の本契約上の権利義務及び地位につき、譲渡、担保提供その他の処分を行うことはできない。

- ・本物件の隣地との一部の境界について、境界立会い及び書面での境界確認がなされていませんが、本日現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。
- ・本物件の土地上に、オペレーター及びO&M業者所有の発電設備の保守管理用の簡易建物（3棟）が存在しています。オペレーターはO&M業者との間で同社所有の当該建物（2棟）の所有を目的とする当該建物の敷地に係る使用貸借契約を締結しています。
- ・本物件の土地上には隣地の借地権者が所有する給水施設が、また、地中には同人が所有する配水管がそれぞれ存在しています。かかる越境については、当該土地の借地権者との間で越境に関する覚書を締結しています。
- ・本物件を構成する防球ネットが南西側隣地に越境しています。かかる越境については、当該土地の借地権者との間で越境

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売却届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

に関する覚書を締結しています。

- ・本物件の土地の一部には、土砂災害特別警戒区域等に指定された箇所が含まれていますが、発電設備が設置された範囲には当該区域は含まれていません。

(注1) 当該面積には地役権が設定された用地の面積は含んでいません。

(注2) 本物件の土地の一部(約 3,964.53 m²)については、土地1筆ごとに、当該土地の所有者を地役権設定者とし、本物件の土地の一部(パネル設置用地)を要役地とし、①変電設備への送電線路及びこれに付随・関連する設備を埋設すること、②その設置、保守運営及び撤去のために立ち入ること、並びに③要役地の通行の便益に供するための立ち入り及び通行をすることを目的とする地役権が設定されています。なお、当該地役権に関し、2018年5月1日現在、地役権設定登記がなされていませんが、当該登記の申請中です。

本物件の特徴

■物件特性

<立地>

本物件は和歌山県西牟婁郡内にあります。JR紀勢本線「朝来」駅の北東側約7kmに位置しており、南西側約8kmの位置には紀勢自動車道の上富田インターチェンジがあります。

<気象条件>

本物件近傍には白浜気象観測所が存在しましたが、2009年に観測を終了しており、代わりに2006年からは南紀白浜気象観測所が存在します。現在、白浜及び南紀白浜では気象庁の平年値データが発表されていないため、白浜の1981年1月から2009年9月までの観測データ及び南紀白浜の2009年10月から2010年12月までの観測データを用いて1981年から2010年の平均値を推計したところ、白浜及び南紀白浜の年間日照時間は2,118.6時間であり、全国平均(1,896.5時間)より長い日照時間となっています。

降雪量は少なく、風も強くはなく、気象条件において、特段に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。

<設備>

パネルはシャープ株式会社、パワーコンディショナーはデルタ電子株式会社製のものを使用しています。

過年度の発電状況

対象期間	自	2017年6月1日			
	至	2018年2月28日			
実績売電量	2017年3月分	2017年4月分	2017年5月分	2017年6月分	
	—	—	—	989,900.00KWh	
	2017年7月分	2017年8月分	2017年9月分	2017年10月分	
	964,410.00KWh	1,028,340.00KWh	784,550.00KWh	588,060.00KWh	
	2017年11月分	2017年12月分	2018年1月分	2018年2月分	
	689,410.00KWh	631,140.00KWh	639,510.00KWh	749,120.00KWh	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

S-25	LS 高萩発電所	分類	太陽光発電設備等		
資産の概要					
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・不動産				
取得予定日	2018年6月1日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備		
取得予定価格	400,000,000円	特定契約の概要	発電事業者	株式会社 タカラレーベン	
			買取電気事業者	東京電力エナジー パートナー株式会社	
発電所の評価額 (価格時点)	391,000,000円～ 559,000,000円 (2018年2月28日)		買取価格	32円/kWh	
土地の鑑定評価額 (価格時点)	67,300,000円 (2018年2月28日)		受給期間満了日 (注)	2017年12月26日 (同日を含む。)から 240月経過後最初の 検針日の前日	
所在地	茨城県高萩市大字赤浜字長原				
土地	地番	1613番1他3筆	設備	パネルの種類	単結晶シリコン
	用途地域	非線引都市計画区域		パネル出力	1,194.60kW
	面積	13,661.00m ²		パネル設置数	4,344枚
	権利形態	所有権		パネルメーカー	アンフィニ株式会社
設備	認定日	2017年3月19日	パワコン供給者	デルタ電子株式会社	
	供給開始日	2017年12月26日	EPC業者	ノグチハウジング 株式会社	
			発電出力	750.00kW	
			想定年間発電電力量	初年度 1,366.93MWh 10年度 1,298.58MWh 20年度 1,230.24MWh	
	残存調達期間	19年6か月	想定設備利用率	初年度 13.06% 10年度 12.41% 20年度 11.76%	
			調達期間満了日	2037年12月25日	
			調達価格	32円/kWh	
	架台基礎構造	鋼管杭基礎			
権利形態	所有権				
担保設定の有無	無				
オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M業者	株式会社エナジー O&M		
リスク管理方針への適合状況	本物件は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、流動				

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

	性リスク、制度変更リスク、その他のリスクについては当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> ・発電時において温室効果ガスである CO2（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。 ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。
特記事項 <ul style="list-style-type: none"> ・本物件に存する電線管及びハンドホール集電管路が本物件から南東側里道に越境しています。かかる越境については、高萩市から当該越境部分の占用に関する許可を取得しています。 	

(注)記録型計量器により計量する場合で、買取電気事業者があらかじめ発電事業者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下、本（注）にて「計量日」といいます。）を知らせたときは、計量日の前日までの期間とする旨が定められています。

本物件の特徴				
■物件特性				
<立地> 本物件は茨城県高萩市内にあります。JR常磐線「南中郷」駅の南西側約1,500mに位置しており、国道6号（陸前浜街道）まで約1,500m、南西側約3kmには常磐自動車道の高萩インターチェンジがあります。				
<気象条件> 近傍の気象観測点である、北茨城の年間日照時間は1,904.1時間であり、全国平均（1,896.5時間）より長い日照時間となっています。 降雪量は少なく、風も強くはなく、気象条件において、特段に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。				
<設備> パネルはアンフィニ株式会社、パワーコンディショナーはデルタ電子株式会社製のものを使用しています。				
過年度の発電状況				
対象期間	自	2017年12月26日		
	至	2018年2月28日		
実績売電量	2017年3月分	2017年4月分	2017年5月分	2017年6月分
	—	—	—	—
	2017年7月分	2017年8月分	2017年9月分	2017年10月分
	—	—	—	—
	2017年11月分	2017年12月分	2018年1月分	2018年2月分
—	18,098.57KWh（注）	95,843.20KWh	102,541.80KWh	

(注)供給開始日が2017年12月26日であったため、稼働日数は6日間です。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

(4) 賃貸借の概要

各取得予定資産について、取得予定日において効力を有する予定の発電設備等賃貸借契約の内容等を記載しています。

「賃借人」、「賃貸借期間」、「賃料」、「敷金・保証金」、「期間満了時の更新について」、「賃料改定について」、「中途解約について」、「違約金」及び「契約更改の方法」は、各取得予定資産の取得予定日において効力を有する予定の発電設備等賃貸借契約の内容等を記載しています。なお、「最低保証賃料」は、当該発電設備等賃貸借契約に定める各月の最低保証賃料額を、賃貸開始日から起算して1年ごとに合計した各年ごとの合計額を記載しています。

S-22 LS 三重四日市発電所

賃借人	株式会社タカラレーベン
賃貸借期間	2018年6月1日から2038年5月31日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の想定売電収入の金額と同額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、1か月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、敷金の算定においては、最低保証賃料として消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を用いるものとする。なお、最低保証賃料を算定する基礎となる発電量予測値の超過確率 P（パーセントイル）は、超過確率 P（パーセントイル）75 を基準としている。 なお、本物件の増設部分に係る太陽電池の型式番号の変更に係る再エネ特措法第 10 条第 1 項の変更の認定を受ける前、又は当該増設部分と本物件のその他の部分との接続及び当該増設部分の運転開始の前であっても、最低保証賃料は減額されないものとする。 各月の実績連動賃料 (X) は、以下の算定式により算出される金額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入 (x) が想定売電収入 (y) 以下の場合 $X=0$ 実績売電収入 (x) が想定売電収入 (y) より多い場合 $X=(x-y) \times 0.5$ 上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の想定売電収入の金額とする。 上記 2.において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 賃借人を被保険者とする利益保険に基づき、太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として賃借人が受領する保険金の金額（賃借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記 2.に基づき 1か月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の想定売電収入を用いるものとする。
敷金・保証金	賃借人は、賃貸借期間中初めて賃借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、賃貸借契約に基づく賃借人の賃借人に対する一切の債務を担保するため、賃借人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の 1 年分の最低保証賃料の 4 分の 1 相当額（なお、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

期間満了時の更新について	賃貸人又は賃借人は、当該賃貸借に関する再契約の意向がある場合には、賃貸借期間満了日の6か月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、賃貸人及び賃借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。				
賃料改定について	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、賃借人は、賃貸人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、賃貸人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。				
中途解約について	<p>1. 賃貸人又は賃借人は、その相手方に対して書面で通知の上、賃貸借契約を2028年6月30日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、2027年12月31日（ただし、当該日が賃貸人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）までに相手方に到達しなければならず、当該日までに到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。</p> <p>2. 上記1.に記載する解約可能日を経過した場合、賃貸人及び賃借人は、その後の賃貸借期間中における賃貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。</p>				
違約金	特になし。				
契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料 (注)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	83,188,911円	82,765,836円	82,342,511円	81,919,437円	81,496,069円
	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	81,069,839円	80,646,558円	80,223,434円	79,800,115円	79,376,998円
	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	78,953,439円	78,530,471円	78,107,034円	77,684,074円	77,260,955円
	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
76,837,672円	41,731,903円	18,997,804円	18,892,026円	18,786,202円	

(注)本日現在、本物件の増設部分に係る太陽電池の型式番号を変更するための再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書を経済産業大臣宛に提出済みですが、再エネ特措法第10条第1項に基づく認定が未了です。そのため、当該増設部分を用いた電力の供給は開始されていませんが、最低保証賃料は、テクニカルレポート記載の当該増設部分を含んだ発電量予測値を基に算定しています。したがって、本投資法人は、当該認定を取得し、当該増設部分を用いた電力の供給が開始されるまでの期間においても、当該増設部分を含んだ発電量予測値を前提に上記賃料算定式で計算された最低保証賃料を収受することができます。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

貸借人	株式会社タカラレーベン
貸借期間	2018年6月1日から2038年5月31日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の想定売電収入の金額と同額（消費税及び地方消費税別途）とする。 なお、1か月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、敷金の算定においては、最低保証賃料として消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を用いるものとする。なお、最低保証賃料を算定する基礎となる発電量予測値の超過確率P（パーセントイル）は、超過確率P（パーセントイル）75を基準としている。 各月の実績連動賃料（X）は、以下の算定式により算出される金額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）以下の場合 $X=0$ 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）より多い場合 $X=(x-y) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の想定売電収入の金額とする。</p> 上記2.において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 借借人を被保険者とする利益保険に基づき、太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として借借人が受領する保険金の金額（借借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記2.に基づき1か月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記3.の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の想定売電収入を用いるものとする。
敷金・保証金	借借人は、貸借期間中初めて借借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、貸借契約に基づく借借人の借借人に対する一切の債務を担保するため、借借人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の1年分の最低保証賃料の4分の1相当額（なお、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。
期間満了時の更新について	借借人又は借借人は、当該貸借に関する再契約の意向がある場合には、貸借期間満了日の6か月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、借借人及び借借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。
賃料改定について	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、借借人は、借借人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、借借人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。
中途解約について	1. 借借人又は借借人は、その相手方に対して書面で通知の上、貸借契約を2028年6月30日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、2027年12月31日（ただし、当該日が借借人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）までに相手方に到達しなければならず、当該日までに到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

	2. 上記1.に記載する解約可能日を経過した場合、貸借人及び借借人は、その後の貸借期間中における貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。				
違約金	特になし。				
契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	113,861,985円	113,287,665円	112,713,334円	112,138,989円	111,564,673円
	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	110,990,336円	110,416,021円	109,841,684円	109,267,342円	108,693,025円
	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	108,118,688円	107,544,370円	106,970,036円	106,395,693円	105,821,375円
	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
	105,247,042円	104,672,725円	104,098,389円	53,538,180円	28,597,142円

S-24 LS 白浜発電所

借借人	株式会社タカラレーベン
貸借期間	2018年6月1日から2038年5月31日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の想定売電収入の金額と同額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、1か月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、敷金の算定においては、最低保証賃料として消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を用いるものとする。なお、最低保証賃料を算定する基礎となる発電量予測値の超過確率P（パーセントイル）は、超過確率P（パーセントイル）75を基準としている。 各月の実績連動賃料（X）は、以下の算定式により算出される金額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）以下の場合 $X=0$ 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）より多い場合 $X=(x-y) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の想定売電収入の金額とする。</p> 上記2.において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 借借人を被保険者とする利益保険に基づき、太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として借借人が受領する保険金の金額（借借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記2.に基づき1か月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記3.の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の想定売電収入を用いるものとする。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

敷金・保証金	賃借人は、賃貸借期間中初めて賃借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、賃貸借契約に基づく賃借人の賃貸人に対する一切の債務を担保するため、賃貸人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の1年分の最低保証賃料の4分の1相当額（なお、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。				
期間満了時の更新について	賃貸人又は賃借人は、当該賃貸借に関する再契約の意向がある場合には、賃貸借期間満了日の6か月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、賃貸人及び賃借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。				
賃料改定について	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、賃借人は、賃貸人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、賃貸人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。				
中途解約について	<p>1. 賃貸人又は賃借人は、その相手方に対して書面で通知の上、賃貸借契約を2028年6月30日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、2027年12月31日（ただし、当該日が賃貸人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）までに相手方に到達しなければならないが、当該日までに到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。</p> <p>2. 上記1.に記載する解約可能日を経過した場合、賃貸人及び賃借人は、その後の賃貸借期間中における賃貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。</p>				
違約金	特になし。				
契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	318,216,952円	316,617,869円	315,018,787円	313,419,737円	311,820,654円
	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	310,221,570円	308,622,485円	307,023,403円	305,424,317円	303,825,234円
	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	302,226,150円	300,627,065円	299,027,982円	297,428,933円	295,829,849円
	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
294,230,767円	292,631,683円	291,032,597円	289,433,513円	79,953,999円	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

借借人	株式会社タカラレーベン
貸借期間	2018年6月1日から2038年5月31日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の想定売電収入の金額と同額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、1か月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、敷金の算定においては、最低保証賃料として消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を用いるものとする。なお、最低保証賃料を算定する基礎となる発電量予測値の超過確率P（パーセントイル）は、超過確率P（パーセントイル）75を基準としている。 各月の実績連動賃料（X）は、以下の算定式により算出される金額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）以下の場合 $X = 0$ 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）より多い場合 $X = (x - y) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の想定売電収入の金額とする。</p> 上記2.において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 借借人を被保険者とする利益保険に基づき、太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として借借人が受領する保険金の金額（借借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記2.に基づき1か月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記3.の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の想定売電収入を用いるものとする。
敷金・保証金	借借人は、貸借期間中初めて借借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、貸借契約に基づく借借人の貸借人に対する一切の債務を担保するため、貸借人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の1年分の最低保証賃料の4分の1相当額（なお、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。
期間満了時の更新について	貸借人又は借借人は、当該貸借に関する再契約の意向がある場合には、貸借期間満了日の6か月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、貸借人及び借借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。
賃料改定について	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、借借人は、貸借人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、貸借人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。
中途解約について	<ol style="list-style-type: none"> 貸借人又は借借人は、その相手方に対して書面で通知の上、貸借契約を2028年6月30日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、2027年12月31日（ただし、当該日が貸借人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）までに相手方に到達しなければならず、当該日までに到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。 上記1.に記載する解約可能日を経過した場合、貸借人及び借借人は、その後の貸借期間中における

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

	賃貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。				
違約金	特になし。				
契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	41,956,318円	41,746,012円	41,535,707円	41,325,405円	41,115,100円
	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	40,904,797円	40,694,477円	40,484,155円	40,273,854円	40,063,547円
	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	39,853,244円	39,642,941円	39,432,636円	39,222,331円	39,012,012円
	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
38,801,691円	38,591,388円	38,381,084円	38,170,780円	26,580,955円	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

(5) バリュエーションレポートの概要

本投資法人が、投信法等の諸法令、一般社団法人投資信託協会の定める諸規則並びに本投資法人の規約に定める資産評価の方法及び基準に基づき、PwC サステナビリティ合同会社に各取得予定資産の価格評価を委託し作成された各バリュエーションレポートの概要を記載しています。「非課税期間」は、本投資法人が租税特別措置法の導管性要件を満たすことで、分配金の損金算入が可能な期間を意味し、「課税期間」は、本投資法人が租税特別措置法上の導管性要件を満たすことができない期間を意味します。「課税期間」は、2036年6月1日から開始します。当該各価格評価は、一定時点における評価者の判断と意見にとどまり、その内容の妥当性、正確性及び当該鑑定評価額での取引可能性等を保証するものではありません。

なお、価格評価を行ったPwC サステナビリティ合同会社と本投資法人及び本管理会社との間には、特別の利害関係はありません。

また、評価機関の位置付け及び責任は以下のとおりです。

- ① 評価機関の評価業務は保証業務に該当せず、評価機関は評価額について何ら保証するものではありません。
- ② 評価額は評価機関から入手したバリュエーションレポートに基づき、本投資法人の責任により投資家に向けて開示されるものであり、評価機関は投資家に対していかなる義務・責任も負いません。
- ③ 評価の前提となる情報及び資料については、本管理会社から提供を受けたものを利用し、評価機関はその内容の真実性・正確性・網羅性について検証等の義務を負っていません。

S-22 LS 三重四日市発電所

評価価値		693,000,000円～922,000,000円	
評価機関		PwC サステナビリティ合同会社	
価格時点		2018年2月28日	
項目		内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	1.8%	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄のTOPIXに対するベータのデータ(2013年5月から2018年2月までの期間)を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
	課税期間	1.5%	
評価価値		922,000,000円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法(DCF法)を用いて算定された数値
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%	「平成27年度調達価格及び調達期間に関する意見」の「参考10 運転開始設備のIRR水準」に記載された1,000kW以上の2014年10-12月期運転開始設備を対象としたIRRの、件数ベースの中央値付近と推測される7%を直近事例の実績IRRと推測し、これを固定価格買取制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定IRR(税引前)の差である1%で調整して得た数値
	課税期間	6.0%	
評価価値		693,000,000円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法(DCF法)を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		-	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

S-23 LS 桜川中泉発電所

評価価値	968,000,000 円～1,312,000,000 円	
評価機関	PwC サステナビリティ合同会社	
価格時点	2018 年 2 月 28 日	
項目	内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	1.8%
	課税期間	1.5%
評価価値	1,312,000,000 円	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄の TOPIX に対するベータのデータ (2013 年 3 月から 2018 年 2 月までの期間) を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%
	課税期間	6.0%
評価価値	968,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法 (DCF 法) を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	—	

S-24 LS 白浜発電所

評価価値	2,651,000,000 円～3,624,000,000 円	
評価機関	PwC サステナビリティ合同会社	
価格時点	2018 年 2 月 28 日	
項目	内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	1.9%
	課税期間	1.6%
評価価値	3,624,000,000 円	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄の TOPIX に対するベータのデータ (2013 年 3 月から 2018 年 2 月までの期間) を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%
	課税期間	6.0%
評価価値	968,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法 (DCF 法) を用いて算定された数値

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

評価価値	2,651,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		—

S-25 LS 高萩発電所

評価価値	391,000,000 円～559,000,000 円	
評価機関	PwC サステナビリティ合同会社	
価格時点	2018 年 2 月 28 日	
項目	内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	1.9%
	課税期間	1.6%
評価価値	559,000,000 円	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄の TOPIX に対するベータのデータ（2013 年 3 月から 2018 年 2 月までの期間）を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%
	課税期間	6.0%
評価価値	391,000,000 円	「平成 27 年度調達価格及び調達期間に関する意見」の「参考 10 運転開始設備の IRR 水準」に記載された 1,000kW 以上の 2014 年 10-12 月期運転開始設備を対象とした IRR の、件数ベースの中央値付近と推測される 7%を直近事例の実績 IRR と推測し、これを固定価格買取制度における利潤配慮期間の前で調達価格等算定委員会が想定している想定 IRR（税引前）の差である 1%で調整して得た数値
評価価値	391,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		—

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

(6) 不動産鑑定評価書の概要

本投資法人が、不動産の鑑定評価に関する法律並びに国土交通省の定める不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項に基づき、シービーアールイー株式会社に各取得予定資産の土地の鑑定評価を委託し作成された各不動産鑑定評価書の概要を記載しています。当該各不動産鑑定評価は、一定時点における評価者の判断と意見にとどまり、その内容の妥当性、正確性及び当該鑑定評価額での取引可能性等を保証するものではありません。

なお、不動産鑑定評価を行ったシービーアールイー株式会社と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

S-22 LS 三重四日市発電所

鑑定評価額（土地）	34,200,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	2018年2月28日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 (設備及び土地)	771,000,000 円	—
割引率	4.0%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	—	—
原価法による積算価格 (設備及び土地)	458,000,000 円	—
土地積算価格比	4.44%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	—	

S-23 LS 桜川中泉発電所

鑑定評価額（土地）	49,900,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	2018年2月28日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 (設備及び土地)	1,110,000,000 円	—
割引率	4.0%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	—	—
原価法による積算価格 (設備及び土地)	683,000,000 円	—
土地積算価格比	4.50%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	—	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

S-24 LS 白浜発電所

鑑定評価額（土地）	134,000,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	2018年2月28日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 （設備及び土地）	3,020,000,000 円	—
割引率	4.0%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	—	—
原価法による積算価格 （設備及び土地）	2,160,000,000 円	—
土地積算価格比	4.43%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	—	

S-25 LS 高萩発電所

鑑定評価額（土地）	67,300,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	2018年2月28日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 （設備及び土地）	455,000,000 円	—
割引率	4.0%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	8.7%	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格 （設備及び土地）	386,000,000 円	—
土地積算価格比	14.79%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	—	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

(7) インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の概要

本投資法人が、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社に委託し作成された各取得予定資産の収益性に係る意見書の概要を記載しています。当該各意見書は、一定時点における作成者の判断と意見にとどまり、その内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。当該意見書の作成を行ったイー・アンド・イーソリューションズ株式会社と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

なお、「LS 三重四日市発電所」及び「LS 桜川中泉発電所」については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程及び同施行規則上当該意見書の取得が不要とされる基準を満たしているため、当該意見書を取得していません。

S-24 LS 白浜発電所

意見書作成者	イー・アンド・イーソリューションズ株式会社
意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景	大規模太陽光発電事業に対する技術デューデリジェンスについては 350 件以上、合計出力容量約 3GW の業務実績を有しており、その業務内容においては、インフラ投資資産の評価に共通する分野である太陽光発電施設の技術的信頼性、システムの妥当性、建設及び維持管理契約の内容の妥当性、費用・事業採算性の妥当性、遵法性・手続きの妥当性、環境十全性等に係る評価等が含まれている。
意見書記載者の独立性に係る説明	本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係はなく、利害関係もない。また、上記に関する受注業務は第三者的立場からの評価・助言に係るものであり、特定の組織または事業を利する性格のものではない。 イー・アンド・イーソリューションズ株式会社の親会社である DOWA エコシステム株式会社及び持株会社である DOWA ホールディングス株式会社についても、本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係及び利害関係はない。 以上より、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社は投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者からの独立性を有していると言える。
意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）	本発電所は、2012 年 7 月に施行された 2017 年 4 月 1 日施行の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 59 号）による改正前の再エネ特措法（以下「旧再エネ特措法」といいます。）第 6 条第 7 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、2014 年 3 月 25 日付で設備認定を受けている（経済産業省 平成 25 近エネ対認定第 1832 号：設備 A830710E30）。また、2017 年 3 月 10 日付で関西電力株式会社との間に「電力供給契約書」が締結されている。
意見書の対象となるインフラ投資資産の足元の収益の状況	本発電所の実績売電収益について、関西電力株式会社からの「受給電力量のお知らせ」に基づき、2017 年 6 月分から 2018 年 2 月分までの実績売電収益について確認した。
収益の計上が見込まれる時期及びその根拠（収益の計上見込額を含む）	本発電所は既に稼働済みであり、2017 年 6 月より収益が確認されている。
利益の計上が見込まれる時期及びその根拠（利益の計上見込額を含む）	予測売電収益算定の基礎となる期間の発電量については、事業性評価報告書の初年度及び 2 年目の「 $P75 + ((P50 - P75) \times 50\%)$ 」値を採用している。費用の計上については、O&M 費用、主任技術者費用、施設管理費用、修繕費用、水道光熱費用・通信費用、損害保険料、借地料、発電所監視装置費用（発電状況や日射状況等の継続的モニタリングサービス/装置や人員等の費用）、償却資産税、減価償却費用等が想定される。上記の収益

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

	から費用を差し引くことにより、本発電所においては、2018年6月より利益計上を見込むことが可能であると結論づけた。
将来の収益状況が安定的と見込まれる旨の説明	<p>本発電所における発電電力の買取価格は、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度下において関西電力株式会社との間に締結された「電力受給契約」に基づき電力の受給開始後20年間の固定価格での買取が決定している（ただし、同法第3条第8号等の場合はその限りではない）。</p> <p>本事業において使用されているモジュールはシリコンモジュールであり米国エネルギー省研究機関であるNREL（National Renewable Energy Laboratory）によれば一般的な出力劣化率は年間-0.5%程度と言われている。</p> <p>PCSについては、定期点検を行う等の適切なメンテナンスを行うことで、特段の性能劣化は生じないと判断され、本発電所においては、定期的な点検及び定期的な部品等の交換が予定されていることから、PCSの性能劣化については大きな劣化が生じることは想定しがたい。変圧器、系統接続機器類についても特に性能劣化が懸念される点はない。</p> <p>機器の故障については、保険が付保されているのに加え、定期的な点検や部品交換が行われること、O&Mにおいて対応されることから、安定性に対する影響は軽微であると判断される。</p> <p>立地環境についても特段の腐食、劣化を促進する要素は認められない。</p> <p>上記より、系統連系（売電）開始後20年目においても、本発電所は収益を計上可能であると判断される。</p>

S-25 LS 高萩発電所

意見書作成者	イー・アンド・イーソリューションズ株式会社
意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景	大規模太陽光発電事業に対する技術デューデリジェンスについては350件以上、合計出力容量約3GWの業務実績を有しており、その業務内容においては、インフラ投資資産の評価に共通する分野である太陽光発電施設の技術的信頼性、システムの妥当性、建設及び維持管理契約の内容の妥当性、費用・事業採算性の妥当性、遵法性・手続きの妥当性、環境十全性等に係る評価等が含まれている。
意見書記載者の独立性に係る説明	<p>本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係はなく、利害関係もない。</p> <p>また、上記に関する受注業務は第三者的立場からの評価・助言に係るものであり、特定の組織または事業を利する性格のものではない。</p> <p>イー・アンド・イーソリューションズ株式会社の親会社であるDOWAエコシステム株式会社及び持株会社であるDOWAホールディングス株式会社についても、本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係及び利害関係はない。</p> <p>以上より、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社は投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者からの独立性を有していると言える。</p>
意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）	<p>本発電所は、2012年7月に施行された旧再エネ特措法第6条第7項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、2015年3月19日付で設備認定を受けている（経済産業省 27 関エネ再設第2078号：設備AF77648C08）。</p> <p>また、2017年12月20日付で東京電力エナジーパートナー株式会社との間に「再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書」が締結されている。</p>
意見書の対象となるインフラ投	本発電所の実績売電収益について、東京電力エナジーパートナー株式会社からの「購入

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

<p>資資産の足元の収益の状況</p>	<p>電力量のお知らせ」に基づき、2018年1月分から2018年3月分までの実績売電収益について確認した。</p>
<p>収益の計上が見込まれる時期及びその根拠（収益の計上見込額を含む）</p>	<p>本発電所は既に稼働済みであり、2018年1月より収益が確認されている。</p>
<p>利益の計上が見込まれる時期及びその根拠（利益の計上見込額を含む）</p>	<p>予測売電収益算定の基礎となる期間の発電量については、事業性評価報告書の初年度及び2年目の「$P75 + (P50 - P75) \times 50\%$」値を採用している。費用の計上については、O&M費用、主任技術者費用、施設管理費用、修繕費用、水道光熱費用・通信費用、損害保険料、借地料、発電所監視装置費用（発電状況や日射状況等の継続的モニタリングサービス／装置や人員等の費用）、償却資産税、減価償却費用等が想定される。上記の収益から費用を差し引くことにより、本発電所においては、2018年6月より利益計上を見込むことが可能であると結論づけた。</p>
<p>将来の収益状況が安定的と見込まれる旨の説明</p>	<p>本発電所における発電電力の買取価格は、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度下において東京電力エナジーパートナー株式会社との間に締結された「再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書」に基づき電力の受給開始後20年間の固定価格での買取が決定している（ただし、同法第3条第8号等の場合はその限りではない）。</p> <p>本事業において使用されているモジュールはシリコンモジュールであり米国エネルギー省研究機関であるNREL（National Renewable Energy Laboratory）によれば一般的な出力劣化率は年間-0.5%程度と言われている。</p> <p>PCSについては、定期点検を行う等の適切なメンテナンスを行うことで、特段の性能劣化は生じないと判断され、本発電所においては、定期的な点検及び定期的な部品等の交換が予定されていることから、PCSの性能劣化については大きな劣化が生じることは想定しがたい。変圧器、系統接続機器類についても特に性能劣化が懸念される点はない。機器の故障については、保険が付保されているのに加え、定期的な点検や部品交換が行われること、O&Mにおいて対応されることから、安定性に対する影響は軽微であると判断される。</p> <p>立地環境についても特段の腐食、劣化を促進する要素は認められない。</p> <p>上記より、系統連系（売電）開始後20年目においても、本発電所は収益を計上可能であると判断される。</p>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

(8) 地震評価報告書の概要

本投資法人は、運用資産を取得する際のデュー・ディリジェンスの一環として、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社に依頼し、地震リスク分析の評価を行っています。当該分析は、設計図書、仕様書等をもとに、震動による被害、液状化による被害、津波による被害を考慮した総合的な評価結果に基づき、地震による太陽光発電設備の PML 値（予想最大損失率）（注）を算定しています。同社作成の「地震・津波リスク評価報告書－ PML 評価（Phase1）－」に記載された各取得予定資産に係る発電設備の PML 値は、下表のとおりです。地震リスク評価報告書の記載は報告者の意見を示したものとどまり、本投資法人がその内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。

なお、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社と本投資法人及び本資産運用会社との間には、特別の利害関係はありません。

物件番号	物件名称	地震リスク評価報告書	
		調査業者	PML 値（注）（%）
S-22	LS 三重四日市発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.2
S-23	LS 桜川中泉発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.2
S-24	LS 白浜発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.1
S-25	LS 高萩発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.7

（注）「PML 値」とは、対象施設あるいは施設群に対して最大級の損失をもたらすと考えられる、今後 50 年間に超過確率が 10%となる地震動（再現期間 475 年相当の地震動）が発生し、その場合の 90%非超過確率に相当する物的損失額の再調達価格に対する割合をいいます。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

3. 資産取得者等の状況

(1) 取得先（兼オペレーター兼賃借人兼発電事業者）の概要

取得予定資産の取得先（兼オペレーター兼賃借人兼発電事業者）は、いずれも株式会社タカラレーベンであり、その概要は以下のとおりです。

名 称	株式会社タカラレーベン
所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 島田 和一
事業内容	首都圏を中心に新築分譲マンションの販売を行っています。2013年にメガソーラー事業を開始しており、それまでの太陽光発電マンションの開発により培った高い事業運営ノウハウを生かし、開発済の資産は、2018年12月末時点で、32の太陽光発電所（合計81.2MW）に至っています。当該運營業務に携わる人員は本日現在10名存在し、そのうち責任者の地位にある者は、2年以上の管理運營業務経験を有しています。
資 本 金	4,819百万円（2017年12月31日現在）
設 立 年 月 日	1972年9月21日
純 資 産	36,343百万円（2017年12月31日現在）
総 資 産	165,388百万円（2017年12月31日現在）
大株主及び持株比率 （2017年3月31日現在）	1. 村山 義男 25,633千株(20.67%) 2. 株式会社タカラレーベン 16,022千株(12.92%) 3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 3,486千株(2.81%)
投資法人・管理会社と当該会社の関係	
資 本 関 係	当該会社は、2018年5月10日現在において、本投資法人の発行済投資口数の14.2%の投資口を保有しています。また、当該会社は、本管理会社の親会社（出資割合100%）であり、投信法に定める利害関係人等に該当します。
人 的 関 係	当該会社より本管理会社に5名出向しています。本管理会社の取締役1名、監査役1名が兼職しています。
取 引 関 係	当該会社は、本投資法人及び本管理会社に対して出資をしています。本投資法人との間で、各取得予定資産に関し、発電設備等賃貸借契約書を締結しています。また、本投資法人及び本管理会社との間で、スポンサーサポート契約及び商標使用許諾契約を締結しています。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、本投資法人の関連当事者に該当します。また、上記のとおり、当該会社は投信法に定める本管理会社の利害関係人等に該当します。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

(2) 資産取得者等の状況

特別な利害関係にある者からの資産の取得は以下のとおりです。

① LS 三重四日市発電所

	前所有者（前借地権者）	前々所有者（借地権設定者）
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	本管理会社の主要株主に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備運用目的で取得	—
取得価格	766 百万円（注）	—
取得時期	2017 年 9 月	—

（注）土地及び発電設備の取得価格については、前々所有者（借地権設定者）からの承諾が得られていないため、記載していません。なお、前所有者（前借地権者）である株式会社タカラレーベンにおける 2018 年 5 月 31 日時点での帳簿価額を記載しています。

② LS 桜川中泉発電所

	前所有者（前借地権者）	前々所有者（借地権設定者）
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	本管理会社の主要株主に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	—（注 1）	—
取得時期	2016 年 1 月（地上権設定） （注 2） 2016 年 9 月（発電設備新設）	—

（注 1）地上権の設定は無償で行われており、また、発電設備については、前々所有者がいないため、記載を省略しています。

（注 2）土地については、前借地権者による借地権設定日を登記簿等に基づき記載しています。発電設備については、設備が運転を開始し、再生可能エネルギー電気の供給が可能な状態にするための工事における引渡日（複数ある場合は最も遅い日）を記載しています。

③ LS 白浜発電所

	前所有者（前借地権者）	前々所有者（借地権設定者）
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	本管理会社の主要株主に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	—（注 1）	—
取得時期	2017 年 6 月、2018 年 4 月（地上権設定） （注 2） 2017 年 6 月（発電設備新設）	—

（注 1）地上権の設定は無償で行われており、また、発電設備については、前々所有者がいないため、記載を省略しています。

（注 2）土地については、前借地権者による借地権設定日を登記簿等に基づき記載しています。発電設備については、設備が運転を開始し、再生可能エネルギー電気の供給が可能な状態にするための工事における引渡日（複数ある場合は最も遅い日）を記載しています。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

④ LS 高萩発電所

	前所有者	前々所有者
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	本管理会社の主要株主に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	367 百万円 (注 1)	—
取得時期 (注 2)	2017 年 11 月、2018 年 3 月 (土地所有権取得) 2017 年 12 月 (発電設備新設)	—

(注 1) 土地及び発電設備の取得価格については、前々所有者からの承諾が得られていないため、記載していません。なお、前所有者である株式会社タカラレーベンにおける 2018 年 5 月 31 日時点での帳簿価額を記載しています。

(注 2) 土地については、前所有者による所有権取得日を登記簿等に基づき記載しています。発電設備については、設備が運転を開始し、再生可能エネルギー電気の供給が可能な状態にするための工事における引渡日 (複数ある場合は最も遅い日) を記載しています。

4. 媒介の概要

該当事項がありません。

5. 今後の見通し

2018 年 11 月期 (第 6 期) (2018 年 6 月 1 日～2018 年 11 月 30 日)、2019 年 5 月期 (第 7 期) (2019 年 12 月 1 日～2019 年 5 月 31 日) 及び 2019 年 11 月期 (第 8 期) (2019 年 6 月 1 日～2019 年 11 月 30 日) の運用状況の予想については、本日付「2018 年 11 月期 (第 6 期) 及び 2019 年 5 月期 (第 7 期) の運用状況の予想の修正並びに 2019 年 11 月期 (第 8 期) の運用状況の予想に関するお知らせ」をご参照ください。なお、2018 年 1 月 12 日付で公表した 2018 年 5 月期 (第 5 期) (2017 年 12 月 1 日～2018 年 5 月 31 日) の運用状況の予想については、変更はありません。

以 上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://tif9281.co.jp/>

<添付資料>

参考資料 取得予定資産取得後のポートフォリオ一覧

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

参考資料 取得予定資産取得後のポートフォリオ一覧

保有資産及び取得予定資産の所在地、価格、比率及び取得（予定）日は、以下のとおりです。

物件 番号	物件名称	所在地	価格 (百万円) (注1)	比率 (%) (注2)	取得(予定)日
S-01	LS 塩谷発電所	栃木県塩谷郡塩谷町	1,396	4.6	2016年6月2日
S-02	LS 筑西発電所	茨城県筑西市	594	2.0	2016年6月2日
S-03	LS 千葉若葉区発電所	千葉県千葉市	344	1.1	2016年6月2日
S-04	LS 美浦発電所	茨城県稲敷郡美浦村	606	2.0	2016年6月2日
S-05	LS 霧島国分発電所	鹿児島県霧島市	997	3.3	2016年6月2日
S-06	LS 匝瑳発電所	千葉県匝瑳市	720	2.4	2016年6月2日
S-07	LS 宮城大郷発電所	宮城県黒川郡大郷町	875	2.9	2016年6月2日
S-08	LS 水戸高田発電所	茨城県水戸市	1,063	3.5	2016年6月2日
S-09	LS 青森平内発電所	青森県東津軽郡平内町	758	2.5	2016年6月2日
S-10	LS 利根布川発電所	茨城県北相馬郡利根町	1,350	4.4	2016年6月2日
S-11	LS 神栖波崎発電所	茨城県神栖市	508	1.7	2017年2月7日
S-12	LS つくば房内発電所	茨城県つくば市	1,075	3.5	2017年6月1日
S-13	LS 鉾田発電所	茨城県鉾田市	803	2.6	2017年6月1日
S-14	LS 那須那珂川発電所	栃木県那須郡那珂川町	9,304	30.6	2017年6月1日
S-15	LS 藤岡A発電所	栃木県栃木市	284	0.9	2017年6月1日
S-16	LS 稲敷荒沼1発電所	茨城県稲敷市	1,092	3.6	2017年6月1日
S-17	LS 藤岡B発電所	栃木県栃木市	1,244	4.1	2017年6月1日
S-18	LS 稲敷荒沼2発電所	茨城県稲敷市	519	1.7	2017年6月1日
S-19	LS 桜川下泉発電所	茨城県桜川市	955	3.1	2017年12月1日
S-20	LS 福島矢祭発電所	福島県東白川郡矢祭町	468	1.5	2017年12月1日
S-21	LS 静岡御前崎発電所	静岡県御前崎市	484	1.6	2018年2月28日
S-22	LS 三重四日市発電所	三重県四日市市	740	2.4	2018年6月1日
S-23	LS 桜川中泉発電所	茨城県桜川市	980	3.2	2018年6月1日
S-24	LS 白浜発電所	和歌山県西牟婁郡上富田町	2,810	9.3	2018年6月1日
S-25	LS 高萩発電所	茨城県高萩市	400	1.3	2018年6月1日
ポートフォリオ合計			30,369	100.0	—

(注1) 「価格」はLS 桜川下泉発電所、LS 福島矢祭発電所及びLS 静岡御前崎発電所（以下「第5期取得資産」といいます。）を除く保有資産についてはその評価価値を、第5期取得資産についてはその取得価格を、取得予定資産についてはその取得予定価格を、それぞれ用いています。なお、第5期取得資産を除く保有資産の評価価値は、PwC サステナビリティ合同会社より取得した、2017年11月30日を価格時点とするバリュエーションレポートに記載の各発電所の評価価値のレンジの中から、本投資法人が規約第38条第2項第1号に従い算出した中間値を用いています。

(注2) 「比率」は、各物件の価格が保有資産及び取得予定資産の価格の総額に占める割合を小数第2位を四捨五入して記載しています。したがって、各物件の比率の合計がポートフォリオ合計と一致しない場合があります。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。